

# 柴田町児童生徒就学援助制度について

柴田町教育委員会

## 【就学援助制度とは】

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方に対して、町が学用品費や給食費などの一部を援助する制度です。

## 【援助内容と支給金額について】

※下表の金額は年額（給食費を除く）で、4月1日認定の場合です。

援助費目	小学校		中学校		支給予定月
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生	
学用品費	11,630円		22,730円		7月・12月
通学用品費		2,270円		2,270円	7月・12月
校外活動費 泊有※1	3,690円		6,210円		随時※1
校外活動費 泊無※1	1,600円		2,310円		随時※1
新入学用品費 ※2	57,060円		63,000円		3月又は7月
修学旅行費 ※1		22,690円（6年生のみ）		60,910円（3年生のみ）	随時※1
給食費 ※3	1食あたり285円		1食あたり340円		7月・12月・3月
医療費 ※4	医療券を発行（柴田町子ども医療費助成未(非)認定の方）				—
オンライン学習通信費	15,000円		15,000円		7月・12月

※1 校外活動費、修学旅行費については実費額となり、上記金額は上限額となります。

認定日以降に参加した行事が対象となり、学校での経費精算後に支給となります。

※2 新入学用品費については、4月1日認定の小中学校1年生のみが対象となります。

※3 アレルギー等により牛乳を停止した場合は、単価が異なります。

※4 対象疾病は学校保健安全法施行令第8条に定める疾病（トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病）のみ

## 【援助を受けることができるのは】

児童・生徒と生計を同一にされている世帯全員の前年の所得合計額が、教育委員会の定める基準内で、下記の要件のいずれかに該当する方です。

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- (2) 町民税の非課税又は減免
- (3) 個人の事業税・固定資産税及び国民年金の掛金の減免
- (4) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
- (5) 児童扶養手当の支給
- (6) 生活福祉資金の貸付
- (7) その他教育委員会が特に援助が必要であると認められる者

※認定については、以上の要件と、申請内容を基に総合的に判断します。

【認定の目安となる所得の参考例】…下記の例はあくまで参考例ですので  
詳しくは教育総務課にご相談ください。

・父（45歳）、母（45歳）、中学2年、小学5年の世帯の場合

認定の目安となる所得額は世帯全員の所得合計額が約310万円以内となります。

**※認定の目安となる所得は、お子さまと生計を同一にされている世帯の人数・年齢など  
により異なりますので、あくまで目安として参考にしてください。**

所得金額：給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」で確認できます。

事業所得者は収入から必要経費を差し引いた後の金額となります。

### 【申請手続きは】

教育委員会または学校にある「就学援助費受給申請書（兼口座振替依頼書）」※1

に必要事項を記入し、必要書類等※2を添付して、**教育委員会教育総務課**

**（柴田町役場3階）に提出**（郵送も可）してください。

※1 令和7年度の申請の受付を令和7年2月3日（月）から開始します。

※2 「就学援助費受給申請書（兼口座振替依頼書）」は柴田町ホームページからもダウンロードできます。

ホーム→子育て・教育→教育→就学援助・入学祝金・育英資金・助成金→就学援助

※3 必要書類等…収入を証する書類は、前年分源泉徴収票写し、所得申告書写し、児童扶養手当証書写し、課税証明書（発行は申請する年の6月中旬以降）等となります。

### 【その他】

・就学援助は、表面の費目を支給する制度で学校納付金を免除するものではありません。

・援助費の受取方法は、各学校の指示に従うこととなります。

・令和6年度に認定になった方も、令和7年度に援助を受けるには再度申請が必要となります。令和7年度も継続して就学援助を希望する場合は必ず申請をお願いします。

・申請は通年受け付けておりますが、原則、申請のあった月からの認定となります。

・「就学援助費受給申請書（兼口座振替依頼書）」について、振込先指定口座等、記入漏れが無いようご記入ください。

※詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

柴田町教育委員会 教育総務課 学務班 TEL：0224-55-2134

住所 〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45